

福島県の最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

福島県では、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足が深刻化している。

そのような中で、人手不足を補うための外国人労働者数は、前年比で約20%増加しており、障がい者雇用数は県内民間企業で過去最高を更新している。また、パート労働者や契約社員、派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割となるなど、働き手の多様化も進んでいる。

このような国籍の違いや障がいの有無、雇用形態の違いなどを理由に労働者を低賃金で雇用することがあってはならない。賃金は、どの地域で働こうと、どのような雇用形態であろうと、生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った金額とすべきである。

また、人口減少による消費者全体の購買力低下は、企業活動の縮小や賃金のデフレ化を招き、地域経済へのダメージと更なる経済の縮小が懸念される。そして、消費税増税による物価変動への影響も無視できない。社員・従業員の定着化を進め、製品やサービスの付加価値向上、モノづくりの生産性向上を前提とした賃金引上げによる消費の喚起と市場拡大を目指す「経済の好循環」が求められる。

よって、本市議会は、政府関係機関等に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 福島県の最低賃金について、毎年年率3%程度を目途に引上げを図ること。また、2019年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」の「より早期に全国加重平均1000円にな

ることを目指す。」とした方針に基づき、相応の引上げを行うこと。

- 2 福島県内の労働力の確保、人口流出の抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 3 消費税増税による物価変動の状況を見極め、増税に見合った最低賃金を担保すること。
- 4 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。
- 5 一般労働者の賃金引上げ時期を踏まえ、福島県の最低賃金改定の諮問時期を可能な限り早め、早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月17日

喜多方市議会議長 齋 藤 勘一郎

【意見書提出】

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
厚生労働大臣	加藤	勝信	殿
福島労働局長	岩瀬	信也	殿